

【正誤表】 公募型プロポーザル募集要項

頁数	該当箇所	誤	正
3	5. _ (1) _ウ	参加表明書（様式1-2、1-4）に記載されたグループ応募を行う協力会社（以下、「協力会社」という。）は下記(2)及び(3)のうち、当該協力会社が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。	参加表明書（様式1-2、1-4）に記載されたグループ応募を行う協力会社（以下、「協力会社」という。）は下記(2)及び(5)のうち、当該協力会社が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。
4	5. _ (3) _ア_(ウ)	常勤で参加者（ <u>協力会社を含む</u> ）と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）	常勤で参加者と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）
4	5. _ (3) _イ_(オ)	常勤で参加者（ <u>協力会社を含む</u> ）と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括的な管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。要求水準書において同じ。）として専任で配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）	常勤で参加者（ <u>共同企業体においては、代表者に限る</u> ）と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括的な管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。要求水準書において同じ。）として専任で配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）
5	5. _ (5)	—	<p>(5) <u>協力会社の参加要件</u> <u>ア 設計業務の参加資格要件</u> <u>(ア) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。</u> <u>(イ) 2008年度以降に業務が完了した、学校、又は事務所等の施設において空調設備の実設計を行った実績を有していること。</u> <u>(ウ) 常勤で協力会社と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）</u> <u>イ 施工業務及び統括管理業務の参加資格要件</u> <u>(ア) 平成30・31年度市原市入札参加資格者名簿において、管工事又は電気工事についてランクが「A」以上であること。</u></p>

【正誤表】 公募型プロポーザル募集要項

頁数	該当箇所	誤	正
18	15._(3)_ア	<u>共同企業体の構成員は、</u> 他の企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他の企業体の構成員になることはできない。	<u>本公募の参加において、共同企業体の構成員又はグループ応募の協力会社は、</u> 他の企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他の企業体の構成員になることはできない。
18	15._(3)_イ	<u>グループ応募の協力会社は、</u> 他のグループの協力会社になることはできない。また、協力会社と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のグループの協力会社になることはできない。	<u>本公募の参加において、共同企業体の構成員又はグループ応募の協力会社は、</u> 他のグループの協力会社になることはできない。また、協力会社と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のグループの協力会社になることはできない。
	以下、余白		